

令和7年4月18日

第22回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第22回総会議事録

1. 日 時 令和7年4月18日（金）午後2時00分
2. 会 場 市民センター（市役所本庁舎西側） 313会議室
3. 出席委員 22名
4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	8番 浪岡 真澄	9番 曜地 正人
10番 油井 妙子	11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴
13番 菱沼寿美恵	14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通
16番 尾形 寅昭	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 斎藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	23番 佐藤 裕一
24番 玉根 吉光		
5. 欠席の委員 17番 古関 恵子 22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者 事務局長 阿蘋 裕之
次長兼農地係長 斎藤 良紀 主任 小野 亜希子
主査 小針 道理
庶務係長 丹治 薫

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 現況確認正明願出について
- 第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について
- 第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 競落に係る農地法第3条第1項の許可処分について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答（調査結果）について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
次長	17番 古関恵子委員、22番 阿部哲也委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、22名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第22回総会を開催いたします。
	福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
	12番：菅野善晴委員、24番：玉根吉光委員を指名いたします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の小針主査を指名いたします。
	福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
	会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。
	議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
次長	【議案第1号から報告までを上程する。(100件)】
	合計100件、令和7年4月18日提出、福島市農業委員会会长 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の2ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転14件、賃貸借権設定11件、使用貸借権設定1件、計26件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。
	区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	栗原委員(発言を許可する。)
1番	区域番号1番、整理番号1番から3番についてご説明いたします。
	整理番号1番の譲受人は大変農業意欲の高い方で、今回、所有権移転になるわけですが、家族4人でキュウリの規模拡大をして、作付けを行っていきたいということです。
	2番の譲受人は新規就農で、会社員兼農業とありますが、実際には会社を退職し、本格的に農業に参入するという意欲の高い方です。
	3番の譲受人は高齢ではありますが、今までここを借りて作付けをしていたということで、今回所有権移転をして、さらにブロックリーやキャベツを作っていきたいということです。
	いずれも周辺に与える影響はありませんので、区域協議会といたしましては、許可相当と判

	断したものでございます。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号2番、整理番号4番から3ページ6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号4番から6番についてご説明いたします。
	4番については、譲渡人はリンゴと桃の畠を所有していますが、剪定や消毒は委託して収穫のみを行っていました。今回譲受人に買ってもらいたいということで所有権を移転するものです。
	5番は、譲渡人の畠が住宅地の中で、接続道路もなく譲受人の土地を通らなければいけない状態でしたので、今回譲受人に所有権移転するものです。
	6番は、譲受人の知人より、譲渡人の田んぼを買ってくれないかと相談があり、所有権を移転するものです。
	いずれの案件も、譲受人が引き続き耕作すると思われますので、区域協議会では許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	3ページ、区域番号3番、整理番号7番から10番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号7番から10番までご説明いたします。7番から10番は所有権移転の案件です。
	7番について、譲受人はキュウリなどを作りたいということで、この土地を取得するものです。譲受人は、他の地域でキュウリなどを大々的に行っている耕作者ということなので、特に問題はないかと思われます。
	8番については、譲渡人の体調が悪く、管理できないので譲りたいということで売却する案件です。譲受人は遠方の方ですが、譲渡人から農機具や倉庫を借りて作物を作っていくたいということなので、区域協議会では管理していただくことで、承認いたしました。この件に関しては場所が場所なので、区域協議会では引き続き見守っていきたいと思います。
	9番については、以前より利用権設定し、耕作している土地を買っていただきたいということで、今使用している方が購入して、引き続き作りたいということでした。
	10番について譲受人は、以前に農家をやりたいということで住宅を探していた際、ちょうどいい土地があったので購入したいということで、ずっと上がってきた案件です。その土地に行くには購入した土地、住宅の脇を通らないといけないので、耕作するのはやはりこの方

	しかいないのではないかと思います。
議長	この4件は、区域協議会では問題ないとして承認しました。
11番	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
議長	議長11番（発言を求める。）
11番	菅野委員（発言を許可する。）
	8番について、問題はないのですが、2231平米に対して、10アール当たり224万1000円という金額が記載されていますが、あまりにも高いのではないかと感じています。記載間違いではないでしょうか。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	この場所は西道路沿いで、いずれは開発に利用される土地なので地価が高いです。それで地主の方が、買っていただける方を探した結果、この方が購入して管理するということになりました。
11番	この金額が正しい金額ということですね。それが確認できればわかりました。ありがとうございました。
議長	よろしいですか。他にございませんか。
3番	議長3番（発言を求める。）
議長	柴山委員（発言を許可する。）
3番	同じ8番についての質問ですが、譲受人が73歳、奥さんが72歳で、労働力の主体は奥さんです。また、住所は市外で遠距離地であり、従事日数がそれぞれ150日、200日ということで、どういう労働条件でやるのかなと考えていました。この耕作は大丈夫ですか。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	補足させていただきます。心配だったのでいろいろと確認したところ、ネギとか里芋中心に作っているみたいです。先ほども説明であったように、農機具は保原から持ち出しません。受渡人の家に農機具がそろっており、それを利用して使いたいということなので、それならばやれるのではないかということで、区域協議会として認めた次第です。以上です。
議長	柴山委員よろしいですか。他にございませんか。
	なければ、ご意見ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
次長	4ページ、区域番号4番、整理番号11番及び12番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号11番と12番について説明いたします。
	11番についてですが、譲渡人と譲受人は住所を見てもらう通り親子関係です。娘の夫がこの譲受人であり、使用貸借権設定となります。譲受人は44歳の会社員で、住んでいるところも同じで、ネギとかかぼちゃを作っていくということです。
	12番についてですが、譲渡人は高齢者で、譲受人は先月の議案にも出てきた外国籍の方です。キュウリを栽培するということで、すでに譲受人の知り合いがやっていて、手伝える方

もいます。この地区的土地を均してキュウリの準備をしています。JAに出荷するということで実績もあります。

区域協議会といたしましては11番、12番とも特に問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号13番から6ページ24番までの12件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。

18番 議長18番（発言を求める。）

議長 柴田委員（発言を許可する。）

18番 整理番号16番から18番までについては、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。

18番 柴田徳男委員 一時退席願います。

〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。

15番 議長15番（発言を求める。）

安齋委員（発言を許可する。）

15番 整理番号13番から整理番号の24番までの説明をいたします。

整理番号13番ですが、譲渡人は今まで保全管理を行っていましたが、体調不良もあり、これ以上耕作も保全管理も無理だろうということで人を探していました。備考欄にもありますが、この近辺で対外的に農業を行っている方で、この地区的ホーリー的な存在である譲受人に目をつけ、賃貸借権を設定して耕作をお願いするという案件です。

14番は、2月の総会で上がった議案で、畑のそばに宅地を購入した案件がございました。宅地のすぐそばに笠敷で荒れた畑がありましたが、その荒れ地を重機で開墾して、見事に整備しました。所有権を移転して、そこに花卉等の栽培をしていくという案件でございます。

15番と21番は、譲受人が同一人物ですが、自宅のそばで以前から一生懸命農業をやっている方なのでお願ひしました。

16番から18番は、去年からこの下川崎地区で、田んぼを借りて耕作している方です。あと二、三町歩欲しいという相談を受け、渡りに船という感じで、この人にお願いしたという感じです。

19番、20番、22番については、一般法人という形になります。農業部門を設立して、農業に積極的に取り組んでいる法人です。そのようなセクションを作ったくらいなので、立派に耕作してくれるものと、区域協議会では問題なしと判断しました。

23番は田んぼと畑です。譲受人は自営業で田んぼを行っていて、畑では大根等を栽培していきたいという意向がありましたので、所有権を移転するものです。

24番について、譲受人は79歳と高齢ではありますが、意欲十分な方で問題なく耕作され

	ものと思いますので、区域協議会では問題なしと判断しました。以上よろしくご審議お願 いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	19番、20番、22番について、譲受人は一般法人の方ですが、本業は何ですか。
15番	住所は松川町関谷になっておりますが、本業は解体業らしいです。農地は二本松市の杉田に もございますし、荒井にもあるという話を聞いております。松川にも農地を広げているのが 今現状でございます。
議長	よろしいですか。他にご質問等ありますか。
次長	ご意見ご質問ございませんので、次の説明をお願いいたします。
議長	6ページ、区域番号7番、整理番号25番及び7ページ26番の2件、判断基準の詳細は別 添「調査書」のとおりです。宜しくお願いたします。
23番	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
議長	議長23番（発言を求める。）
23番	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号25番及び26番についてご説明いたします。
	25番について、譲受人は先月の総会においても賃貸借権設定で審議しています。今回の申 請については、一筆書類の不備があったために1月遅れでの申請となりました。先月議案の 農地と地続きになっています。譲受人は新規での営農開始で、調査書の通り妹と一緒にキュ ウリを栽培するという予定です。しっかりと管理をされており、区域協議会においては問題な いと判断をいたしました。
	26番については、譲渡人は日本人ではありませんが、昨年10月の総会でこの申請地につ いて、賃貸借権設定の承認を受けております。譲受人は本来であれば購入して所有権移転し たいという意向だったのですが、当時は永住権がありませんでした。今回日本の永住権を取 得したということで、賃貸借から所有権移転に変更する案件でございます。この農地はすで に桃の苗が植えてあり、しっかりと管理もしてあるため、区域協議会におきましは問題なし と判断をいたしました。以上、ご審議をよろしくお願いたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
2番	この区域に質問ということではありませんが、新聞によると、農水省が4月1日から、日本 に住む外国人が農地を取得する際の要件を厳しくする内容の記事がありました。耕作放棄、 目的外利用を防ぐということと、食料安全保障の強化ということですが、事務局では今後こ のような案件についてはどのような視点でどうしていくつもりなのでしょうか。調査書があ りますが、この調査書の要件は、第1号から第6号ということで、国籍、在留期間を記載す る項目がありません。調査書の中でどこかに、例えば、第2号の欄に、在留期間の残数や永 住権の有無などの内容を情報として書くことができないでしょうか。できなければ、それぞ れの区域で説明する方がその点を漏れなく説明をして欲しいというお願いでございます。
	日本の各地、北から南まで、だいいふ外国人に買われているようです。北海道だと、43.9

	ヘクタールがフランス人に買われていることや、九州の宮崎まで、中国人をはじめ、いろんな国の方が買っておられます。これによるトラブルが起きているから農水省が力を入れて來たということだと思いますので、その辺の考え方を、事務局にお尋ねをしたいと思います。よろしくお願ひします。
議長 10番	農水省に関する新聞記事の件と、調査書の記載等の説明を事務局からお願ひします。 26番の件ですが、外国籍である譲受人が所有権を取得するということですが、もし万が一相続の問題が発生したときに、この土地はどのようになるのかが、区域協議会で話題になりましたので、参考のために報告をしていただきたいと思います。
議長 事務局	あわせて事務局、お願ひいたします。 委員からご指摘のあった通りですが、今回、農地法第3条の許可申請書の様式が変わりまして、国籍とか在留資格等を記載するようになっております。審査の際はその項目を確認して、国の指針に基づき、審査を行っている状況です。 なお先ほどこの調査書に、国籍等を載せられないのかというご意見もございましたが、そこについてはシステム的な問題もございますので、今後の検討課題とさせてください。以上です。
議長 事務局	追加で相続に関してのお話は、わかりますか。 今回の譲受人については、日本人の妻と子がいらっしゃいますので、もしも譲受人に万が一のことがあって相続という形になってしまっても、妻と子に相続権が移りますので、そちらのご心配はないと思います。
議長 2番	はい。よろしいですか。 佐藤さんもよろしいですか。何か追加ありますか。 今回の農水省の話は、外国人に限らず日本の中でも、所有権を移転する場合は気をつけましょうとも言われています。国籍にかかわらずということで、県外、市外の法人や個人が市内の土地を買ったりする事に思うところもあります。
議長	農水省による要件厳格化も意識しながら申請内容を吟味し、必要があれば皆で審議するような方向でやっていきましょう。また、事務局から必要な説明があれば、今後も何かの機会に伝えてください。 他によろしいですか。 それでは、簡易採決により議案第1号について、異議の有無をおはかりいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。
議長	〔「異議なし」の声〕 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から26番までの26件、原案のとおり許可と決定いたします。 18番 柴田徳男委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。 〔柴田委員入室、着席する〕
議長 次長	それでは議事を再開いたします。 次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。 議案書の8ページをご覧ください。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転2件の許可申請で、市処分案件です。

	<p>いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。</p> <p>区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。宜しくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	<p>それでは整理番号1番についてご説明いたします。場所は大波の当下19番地です。譲受人の方が資材置き場として利用したいということで求められたものです。譲受人は土木関係もやっており、これから材木等を置きたいということです。</p> <p>譲受人は高齢にもなってきており、なかなか農業も維持できないということで、他にも桃とか作っておられますが、この部分について所有権移転をするものでございます。</p> <p>区域協議会といたしましては、許可相当と判断をいたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	<p>区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。</p> <p>宜しくお願ひいたします。</p>
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	<p>整理番2番についてご説明いたします。この土地は、現在駐車場として使われている土地が一部入っています。譲受人は歯科医で、フェンスの部分が農地に少しかかっています。それで、その当時、駐車場として一部使っていたところを正確に図面から測量した結果、ちょっと入っているということで、駐車場として正式にその部分を取得し、申請してきた案件です。周りの地域に対しては、特に問題はないと思われますので、許可相当といたしました。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により議案第2号について、異議の有無をおはかりいたします。
	ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
次長	<p>議案書の9ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業の操業期間を変更し継続施工するための変更承認申請3件で、市処分案件です。</p> <p>申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件をすべて満たすものと考えます。</p>

	区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番について説明いたします。詳細は記載の通りです。 当初計画者は八反田川の改修工事による申請でしたが、これが4月に終了する予定でございます。その継承者が今回近くで鎌田変電所の浸水対策工事をするため、また同じ土地を使用するための申請です。
	地域協議会では、前回同様問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	斎藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号2番、3番の案件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。どちらの案件も西道路工事を継続して請負ったための操業期間の延長であり、区域協議会では問題ないと判断されました。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をおはかりいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番から3番までの3件、原案のとおり承認と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の10ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。 証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）

1番	整理番号1番と2番について説明いたします。1番につきましては50年頃まで豆類を耕作していたということですが、皆さんにもこの現況確認調査書をご覧いただいていますように、昔開墾をして作ったようなところで、現在は木が生い茂っているような状況です。 2番ですが、こちらについても、ほぼ竹の木が生い茂っており、現在ではもう畑として利用するのは困難と考えられ、いずれも、やむを得ないものとして、区域協議会では判断したものです。よろしくご審議をお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号3番、4番について説明いたします。今回の土地は、担当地区の農業委員と推進委員の方が確認しましたが、国道13号線から車で10分以上かかる山の中の場所です。理由のところに書いてある通り、昭和58年とかなり前に果樹を栽培していましたが、体調を崩したため耕作を放棄したことです。 今回願出人の親が果樹を栽培してから約50年近くやってないことで、現地は木が茂っており、農地に再生するのは困難という判断をしました。この土地は山林と一体化しており、所有者が耕作するのは難しく、農地として登録しておくのではなく、山林として整理していくというご意向があって、今回、申請があがってきたものです。 区域協議会としては山林化ということで確認いたしました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をおはかりいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。
次長	議案書の11ページをご覧ください。 議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、福島市長より計画（案）に対する意見を求められた案件です。 いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。 12ページ、区域番号2番、整理番号1番から13ページ9番までの9件、詳細は「議案書」とおりです。宜しくお願ひいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	後藤委員（発言を許可する。）
4番	整理番号1番から9番について説明いたします。詳細は記載の通りです。 1番と2番は同じ借受人で、2件とも田んぼが自宅近くで、耕作に便利ということで借りるものです。 3番は同じ町内の方の畠を借りて、規模拡大をするというものです。 4番は貸付人が高齢でできないため、借受人は場所も良いことから借りて耕作するものです。 5番、6番は同じ借受人です。以前より借りて耕作していたものを、今回正式に公社を通じて契約するものです。 7番、8番については、借受人の名義を父親から子供の方へ変更したものです。 9番については5番、6番の案件と同様で、公社を通じての契約をするものです。 以上、いずれの案件区域協議会では問題ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号10番及び11番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。 宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号10番、11番についてご説明いたします。 10番に関しては、以前より大豆等を作付していた方ですが、体調を崩して耕作できなくなつたので、その地域で大豆等を作っているこの方にお願いするということで、中間管理機構を通しての貸し借りということになりました。 11番に関しては、この方は以前より田んぼ等を耕作したくて、あちこち探している方で、今回、家の近くで貸してもいいという方が出たので、中間管理機構を通してお借りするのですが、耕作していない土地だったので、貸借料は今年とか安定するまでは無料ということで、お借りしたような形になっているそうです。以上、ご審議よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号4番、整理番号12番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
11番	議長11番（発言を求める。）
議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	12番について説明いたします。借受人は先ほど意見が出ました、7ページの整理番号26の議案の方と同一の人です。先ほど説明あった通り外国籍の方ですが、31歳の若い方で永

	<p>住権を取得しているということです。奥様は日本人で、実家は農家ということで、農機具等はそちらからお借りできるということです。</p> <p>場所は飯坂変電所の南側近くです。この方の家が笹谷でそこから遠くないので、今回賃貸借を設定するということです。</p> <p>水稻を作るということで、本人は農業に対して意欲もあり、区域協議会としては特に問題ないと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひします。</p>
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号5番、整理番号13番及び14番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
15番	議長15番（発言を求める。）
議長	安齋委員（発言を許可する。）
15番	議案第1号で説明しますと、昨年まで耕作していて、今年の1月に逝去された方の案件が13番と14番で、水原地区に耕作していた土地です。
	これに関しても、当該地域の推進員が仲人役になり、当該地区で手広く農業を営んでいる法人にお願いしたら、隣接する田んぼなので、耕作するということで快諾をいただき、お願いしたという案件です。以上、ご審議の方よろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号15番及び15ページ16番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	斎藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号15番、16番の2つの案件について、内容につきましては記載の通りです。どちらの案件も、借受人の耕作しやすいところの田んぼであり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号7番、整理番号17番から16ページ20番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	整理番号17, 19, 20番につきましては、記載通り同一の借受人となっており、水稻部門の規模拡大による、新規の賃貸借の設定です。すべて適正に管理されておりますので、区

	域協議会においても問題なしと判断をいたしました。 整理番号18番につきましては、親元就農の新規就農者であり、今回親からの再転貸により、モモを栽培する予定です。現状適正に管理されておりますので、区域協議会でも問題なしと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をおはかりいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第5号 福島市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。
次長	次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。 議案書の17ページをご覧ください。 議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。 18ページ、区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。宜しくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求める。
23番	議長23番（発言を求める。）
議長	佐藤委員（発言を許可する。）
23番	本案件の申出者は、所有者の妹の子供で甥にあたり、分家住宅を目的とした農用地区域除外の申請です。 当該農地は、記載の通り第3種農地であり、周りが住宅に囲まれているところが多く、周辺への影響もないと思われることから、区域協議会においては問題なしと判断いたしました。ご審議をよろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をおはかりいたします。 ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。
次長	次に、報告を事務局よりお願いします。 議案書19ページ、報告第1号から31ページ報告第6号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
議長	これで本日の議事を全て終了いたします。 閉会のことばを、尾形会長代理よりお願ひいたします。
会長代理	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
議長	慎重審議ありがとうございました。

これで、第22回総会を終了いたします。

(午後4時00分)

令和7年4月18日

これは、福島市農業委員会第22回総会の議事録であることを証するため
署名する。

福島市農業委員会

会長 中村 謙一

議事録署名人12番 菅野 善晴

議事録署名人24番 玉根 吉光